

防災・減災事業計画

佐 世 保 市

第2版 令和3年3月修正

1. 計画策定の背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ、震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、正に未曾有の災害であった。

この震災を教訓として、国においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、防災、減災等のための施策について、各種取組みが進められている。

また、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が平成23年12月2日に公布（同日施行）され、地方自治体が発行する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から10年間に限り個人住民税を引き上げることとされた。

本市においても、この特例法の趣旨を踏まえ、平成24年3月に佐世保市税条例を改正し、平成26年から令和5年まで個人の市民税の均等割額の税率の引き上げを実施することとなった。

本計画は、上記増税分及び退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止による増収分を財源とし、災害発生時の被害を最小限に軽減するための体制づくりを目的に、令和5年までの期間において実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災に関する各種施策の体系的な実施のため策定するものである。

2. 防災・減災計画の基本方針

（本市の概況）

本市はわが国の中では比較的温暖・多雨の傾向を持ち、度々大雨や台風に見舞われるものの、昭和42年7月の大水害以降は、災害救助法の適用を受ける規模の災害は発生していない。

地震・津波については、過去の地震歴及び地震発生の要因となる活断層の分布などから、大地震発生による被害の可能性が著しく小さい地域と言われている。

また、米国原子力艦船の寄港地であり、市域の一部が玄海原子力発電所から30km圏内の距離にあることから、原子力災害への対策を講じておく必要がある。

（基本方針）

これまで市は災害の発生に備え防災関係機関と連携し防災対策を進めているところであるが、大規模災害が発生した場合は、被害の発生を完全に防ぐことは困難である。

そこで災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

そのため、本計画では災害が発生した場合、被害の発生を未然に防ぐ「予防対策」を充実させること、「予防対策」で防ぎきれない災害に対し、市民の安全確保を第一に被害の拡大を防止する「応急対策」への取組みをおこなうことを基本方針とし、方針に基づいた防災・減災に関する施策を明らかにすることで、対策の一層の推進を行い、「安全・安心なまちづくり」の実現を図る。



3. 計画の対象・位置付け

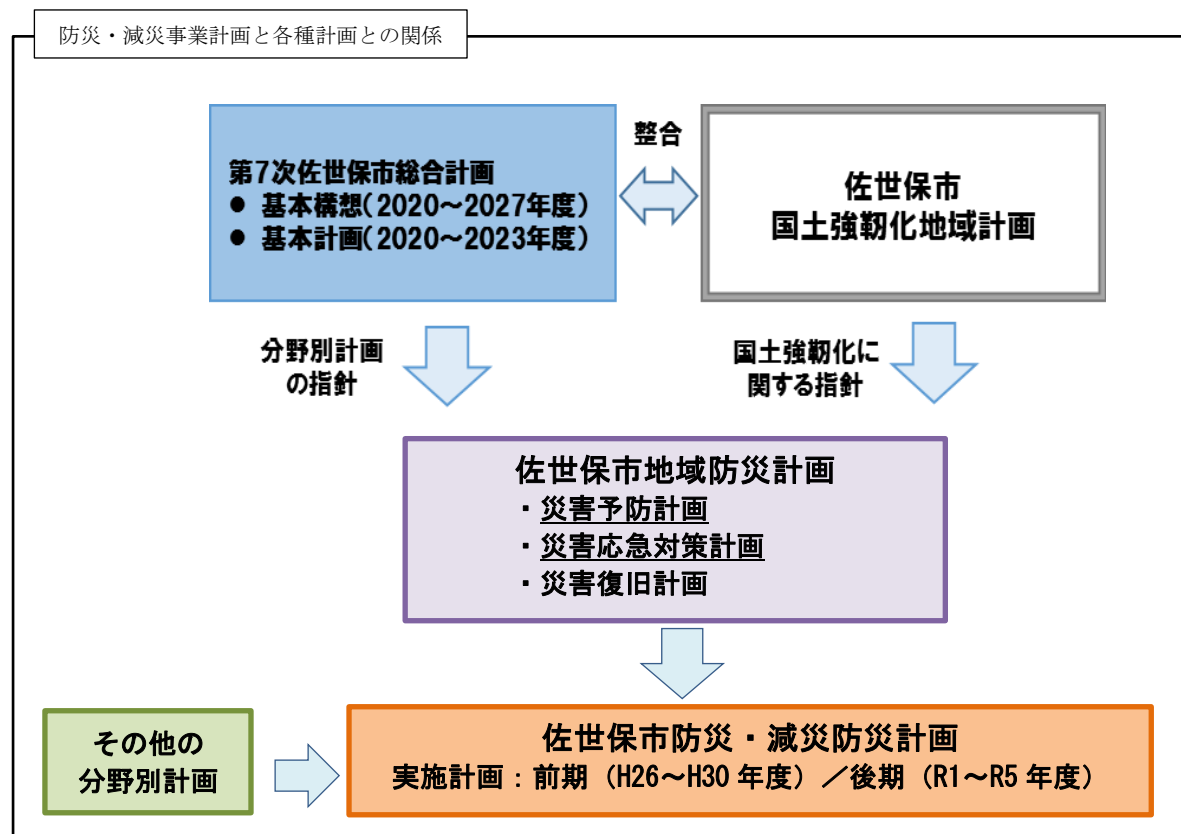
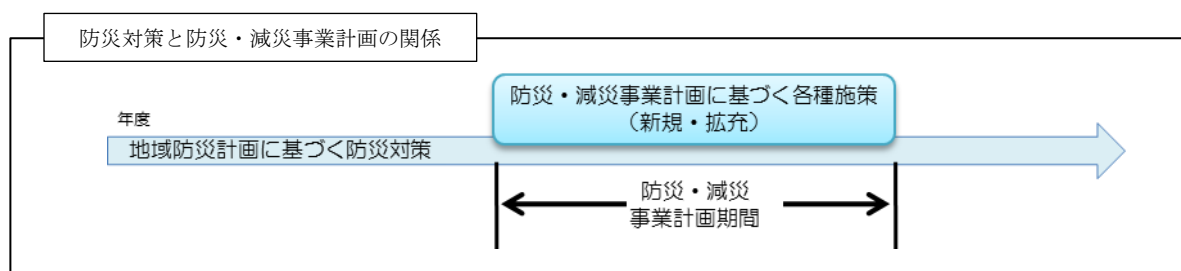
(計画の対象)

個人住民税引き上げの趣旨を踏まえ、前述の基本方針に定める防災・減災に関する施策のうち、令和5年までの期間において実施する必要性が高く、防災、減災対策に即効性のある施策を本計画の対象とする。

(計画の位置付け)

本計画は、「佐世保市地域防災計画」に定める「災害予防計画」「災害応急対策計画」に係る市の施策のうち、上記の施策を推進していくための計画として定める。

また、第7次佐世保市総合計画及び市のその他の計画との整合を図るものとする。



4. 計画の期間

本計画は、平成26年度から令和5年度までの10か年の計画とする。

5. 計画の目標

第7次佐世保市総合計画基本計画の防災危機管理政策の望まれる姿「災害に強い安心して暮らせるまち」を目指して、以下の4つの計画の基本目標を定める。

目標を実現するため、市は、市民・地域及び事業者と連携し防災・減災対策を推進する。

【基本目標① 地域住民が中心となった防災体制の確立】

災害に強いまちづくりは、「自らの安全は自らで守る」という『自助』、「自分たちのまちは自分たちで守る」という『共助』及び防災関係機関による『公助』の3つの理念のもとで実現される。

防災教育、防災訓練等により市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、『自助』『共助』の能力を高めるとともに、市の防災体制の整備と強化を図る。

【基本目標② 情報発信体制の強化】

日頃から防災に資する情報を市民に発信するとともに、災害発生した場合、速やかに情報を収集、分析し、的確な対応を図る体制整備及び市民への情報伝達体制の整備を行う。

【基本目標③ 災害に強いまちの基盤（公共施設・公共公益施設等）の整備】

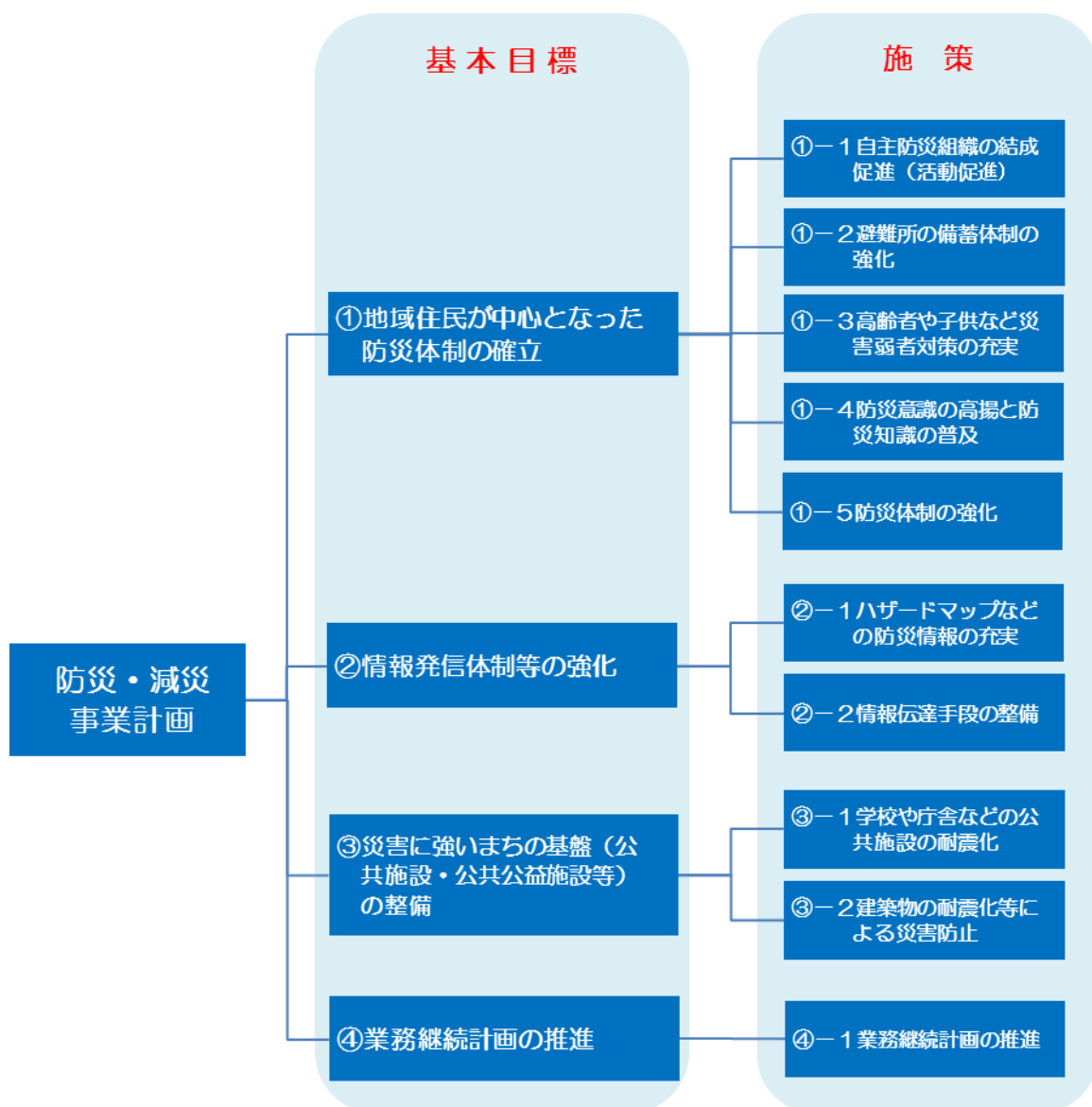
被災者の適切な保護を目的とし、避難所等の公共施設の安全確保に努める。

また、地震災害が発生した場合、建築物の倒壊による人的被害とともに、倒壊した建物が道路を閉塞し、避難行動及び救急救護活動に支障をもたらす可能性があることから、市内の建物の耐震化を進める。

【基本目標④ 業務継続計画の推進】

大規模災害が発生した場合、行政機能の低下により災害対応や復旧・復興対策の進捗が阻害されることとなる。発災後の資源に制約がある状況下において、応急業務及び非常時優先業務を適切に実施するための「業務継続計画」を策定するとともに、業務継続に必要な対策を実施する。

6. 計画の体系



7. 実施計画

前述の計画体系に基づく市の取組みについて、事業ごとに概要、所管課、実施期間等を整理のうえ、別に実施計画を定める。

なお、実施計画の計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間（前期）及び令和元年度から令和5年度（後期）までの5年間とし、社会情勢、財政事情等の変化を見ながら、1年を経過するごとに検討を加え、必要な見直しを行う。

※ 「東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、東日本大震災を教訓として平成26年度以前から実施している施策については、実施計画に含めることとする。